

(3) 現役世代の生計費との比較の観点からみた給付の水準

○現役世代の家計では支出の中で住宅ローンの返済費や教育関係費が大きな割合を占めている。
 ○消費支出のうち教育関係費を除いたものを高齢者夫婦と現役世代で世帯人員の差を考慮して比較すると、平均的には高齢者夫婦の消費水準は、30歳台、40歳台をやや超える水準にあると考えられる。

夫65歳以上(無職)、妻60歳以上の夫婦世帯

《世帯人員2.00人》
 《有業人員0.06人》

夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯(夫50-59歳)

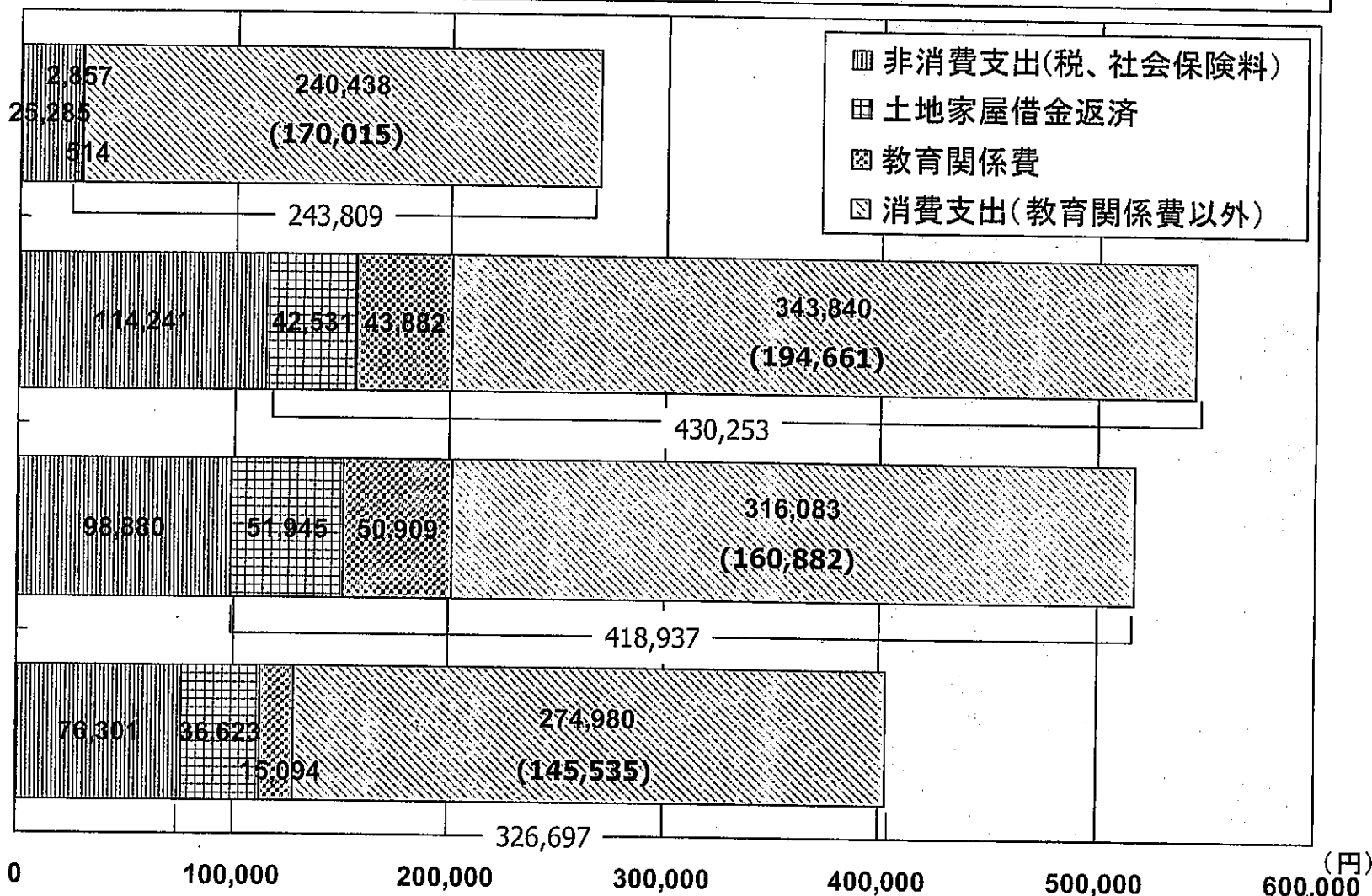
《世帯人員3.12人》
 《有業人員1.98人》

夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯(夫40-49歳)

《世帯人員3.86人》
 《有業人員1.57人》

夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯(夫30-39歳)

《世帯人員3.57人》
 《有業人員1.34人》



(注)「消費支出(教育関係費以外)」内括弧書きの数値は、世帯人員に差のある世帯を比較するため世帯人員の平方根で除した数値である。

(資料)平成13年家計調査年報(総務省統計局)

《消費支出（教育関係費以外）》

	消費支出 (教育関係費以外)	世帯人員1人当たりの消費支出 (教育関係費以外) (注2)	指数
夫65歳以上(無職)、妻60歳以上の夫婦世帯 《世帯人員2.00人》 《有業人員0.06人》	240,438円	170,015円	100
夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯 (夫50~59歳) 《世帯人員3.12人》 《有業人員1.98人》	343,840円	194,661円	114.5 (+14.5%)
夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯 (夫40~49歳) 《世帯人員3.86人》 《有業人員1.57人》	316,083円	160,882円	94.6 (-5.4%)
夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯 (夫30~39歳) 《世帯人員3.57人》 《有業人員1.34人》	274,980円	145,535円	85.6 (-14.4%)

(注1) 出所は、平成13年家計調査年報(総務省統計局)。

(注2) 世帯人員1人当たりの消費支出(教育関係費以外)は、世帯人員に差のある世帯を比較するため、消費支出(教育関係費以外)を世帯人員の平方根で除した数値。

- 消費支出のうち教育関係費を除いた生計費について、高齢者夫婦世帯と現役世代で世帯人員の差を考慮した上で比較を行うと、平均的には、現在の高齢者夫婦世帯の消費水準（170,015円）は、30歳台（145,535円）、40歳台（160,882円）の世帯の消費水準をやや超える水準にあると考えられる。（なお、50歳台の世帯の消費水準は194,661円。）

- 世帯人員一人当たりの消費支出（教育関係費以外）について、高齢者夫婦世帯の消費水準を100とすれば、30歳台、40歳台、50歳台の消費水準は、それぞれ85.6（-14.4%）、94.6（-5.4%）、114.5（+14.5%）となる。

- 現在の厚生年金のモデル年金額（23.8万円）では、高齢者夫婦世帯における消費支出のほとんどがカバーされているが、年金の給付水準が15%程度調整（モデル年金の所得代替率で示せば、59%→50%。）されると、これに相当する消費水準は、30歳台の消費水準（教育関係費以外）となる。

《消費支出（教育関係費及びこづかい（使途不明）以外）》

	消費支出 (教育関係費及びこづかい(使途不明)以外)	世帯人員1人当たりの消費支出 (教育関係費及びこづかい(使途不明)以外)(注2)	指数
夫65歳以上(無職)、妻60歳以上の夫婦世帯 《世帯人員2.00人》 《有業人員0.06人》	232,720円	164,558円	100
夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯 (夫50~59歳) 《世帯人員3.12人》 《有業人員1.98人》	304,224円	172,233円	104.7 (+4.7%)
夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯 (夫40~49歳) 《世帯人員3.86人》 《有業人員1.57人》	285,078円	145,101円	88.2 (-11.8%)
夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯 (夫30~39歳) 《世帯人員3.57人》 《有業人員1.34人》	255,565円	135,259円	82.2 (-17.8%)

(注1) 出所は、平成13年家計調査年報(総務省統計局)。

(注2) 世帯人員1人当たりの消費支出(教育関係費及びこづかい(使途不明)以外)は、世帯人員に差のある世帯を比較するため、消費支出(教育関係費およびこづかい(使途不明)以外)を世帯人員の平方根で除した数値。

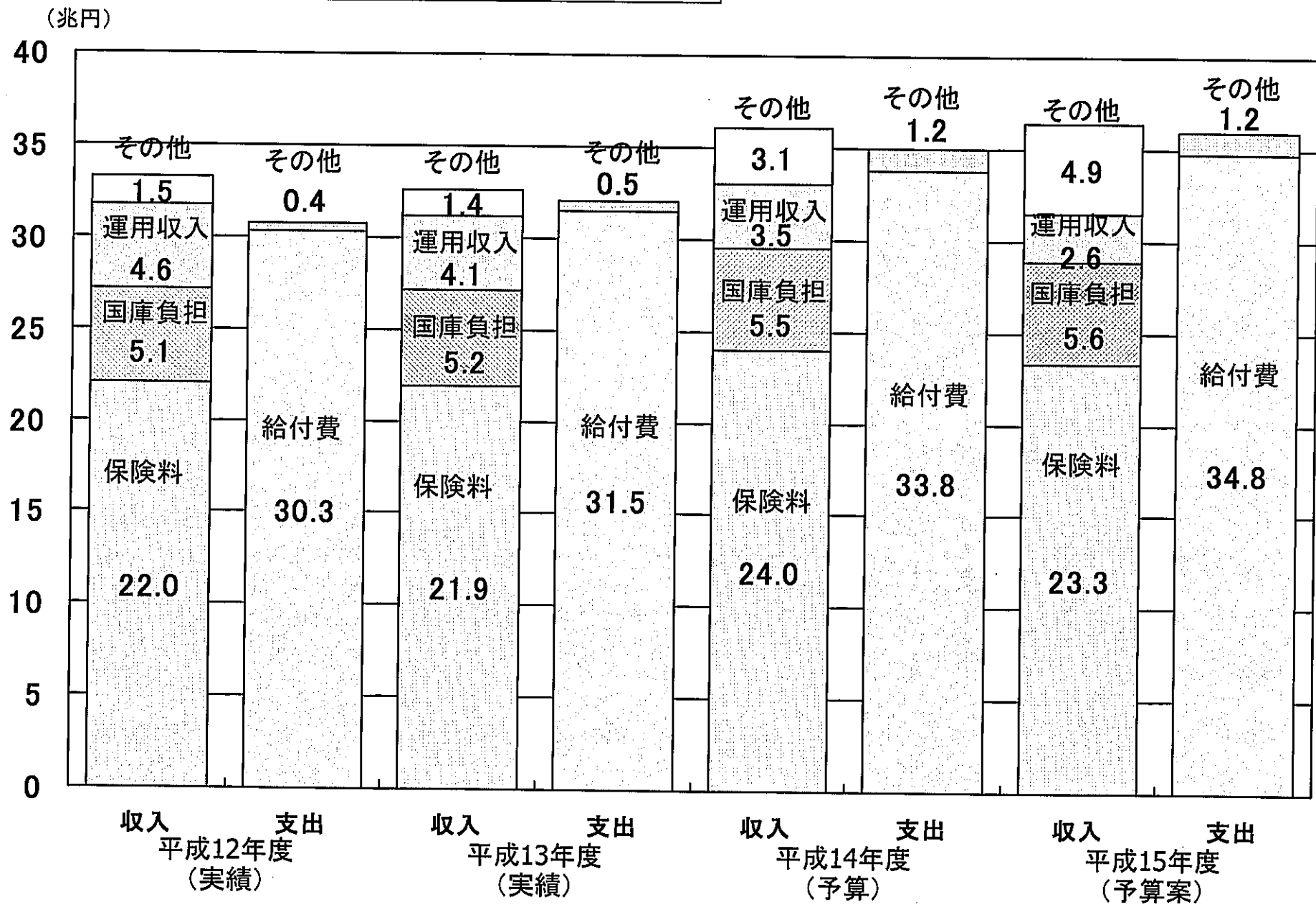
- 消費支出のうち教育関係費及びこづかい（使途不明）を除いた生計費について、高齢者夫婦世帯と現役世代で世帯人員の差を考慮した上で比較を行うと、平均的には、現在の高齢者夫婦世帯の消費水準（164,558円）は、30歳台（135,259円）、40歳台（145,101円）の世帯の消費水準をやや超える水準にあると考えられる。（なお、50歳台の世帯の消費水準は172,233円。）
- 世帯人員一人当たりの消費支出（教育関係費及びこづかい（使途不明）以外）について、高齢者夫婦世帯の消費水準を100とすれば、30歳台、40歳台、50歳台の消費水準は、それぞれ82.2（-17.8%）、88.2（-11.8%）、104.7（+4.7%）となる。
- 現在の厚生年金のモデル年金額（23.8万円）では、高齢者夫婦世帯における消費支出のほとんどがカバーされているが、年金の給付水準が18%程度調整（モデル年金の所得代替率で示せば、59%→49%）されると、これに相当する消費水準は、30歳台の消費水準（教育関係費及びこづかい（使途不明）以外）となる。

2 負担の在り方

(1) 保険料負担の引上げ凍結の解除

- 平成12年改正では、段階的に引き上げられることとなっている保険料（率）について、当時の経済状況に配慮して、その引上げが凍結された。しかしながら、少子・高齢化が急速に進行する中で、将来の保険料負担を過度に上昇させないためには、長期的・計画的な視点から、保険料負担を段階的に引き上げていくことが必要である。（**図表3**）
- 欧米主要国においても、保険料率は、制度の成熟化や少子・高齢化の進行等に伴って、これまで徐々に引き上げられてきている。（**図表4**）
- 仮に保険料引上げ凍結解除を行わず、将来にわたって現在の保険料水準のままとすれば、新人口推計対応試算（中位推計）によれば、現在受給している年金を含め、直ちに給付水準を3割程度抑制することが必要となる（基礎年金国庫負担割合1/2の場合。1/3のままとすれば、4割程度の給付水準の抑制が必要となる。）。
- したがって、保険料引上げをこれ以上遅らせることなく、平成16年の年金改革において保険料（率）の引上げ凍結を解除することが必要である。

図表3 厚生年金・国民年金の収入と支出



(注)基礎年金に係る財源の会計間の繰入れを除外した実質的な収支を記載

図表 4 我が国及び欧米主要国における年金保険料率の推移

(単位：%)

年	アメリカ		イギリス		ドイツ		スウェーデン		日本 (厚生年金)	
	保険料率	高齢化率	保険料率	高齢化率	保険料率	高齢化率	保険料率	高齢化率	保険料率	高齢化率
1955	4.0	8.8	定額	11.3	11.0	10.7	定額	10.9	2.31 (3.0)	5.3
1960	6.0	9.2	定額	11.7	14.0	11.5	定額+3.0	12.0	2.69 (3.5)	5.7
1965	7.25	9.5	9.0*2	12.0	14.0	12.5	20.0	12.7	4.23 (5.5)	6.3
1970	8.4	9.8	9.5*2	12.9	17.0	13.7	15.25	13.7	4.77 (6.2)	7.1
1975	9.9	10.5	14.0	14.0	18.0	14.8	14.95	15.1	5.85 (7.6)	7.9
1980	10.16	11.2	20.45	15.1	18.0	15.6	20.3	16.3	8.15 (10.6)	9.1
1985	11.4	11.8	19.45	15.1	19.2	14.6	19.45	17.9	9.54 (12.4)	10.3
1990	12.4	12.4	18.0	15.7	18.7	15.0	20.45	17.8	11.00 (14.3)	12.1
1995	12.4	12.5	22.2	15.7	18.6	15.5	19.86	17.5	12.69 (16.5)	14.5
1996	12.4	—	22.2	—	19.2	—	19.86	—	13.58 (17.35)	—
1997	12.4	—	22.0	—	20.3	—	19.86	—	13.58 (17.35)	—
1998	12.4	—	22.0	—	20.3	—	19.86	—	13.58 (17.35)	—
1999	12.4	—	22.0	—	19.5	—	13.35	—	13.58 (17.35)	—
2000	12.4	12.3	22.0	15.8	19.3	16.4	17.21	17.4	13.58 (17.35)	17.3
2001	12.4	—	21.9	—	19.1	—	—	—	13.58 (17.35)	—

*1 保険料率は、一般被用者の公的年金保険料率について、労使の負担を合計したもの。

*2 イギリスについては、被用者本人負担分の上限における保険料率であり、所得比例年金 (SERPS) に加入した場合の料率。
なお、年金保険以外の失業、労働災害等を含む国民保険全体の保険料率である。

*3 スウェーデンについては、1998年までが旧制度の保険料率で1999年以降が新制度の保険料率。旧制度の保険料率は、基礎年金に係る負担率及び付加年金の保険料率を合計したもの。

*4 日本の左欄は総報酬ベースの保険料率であり、1995年以前についてはボーナスを月収総額の3割と仮定して試算した数値。
括弧内は標準報酬ベース。

(出所) 各国政府の発表資料、UN「World Population Prospects 2000」、総務省統計局「国勢調査」、「Social Security Programs throughout the World」等

(2) 基礎年金国庫負担割合の引上げ

- 現在、我が国の公的年金制度においては、保険料を主要な財源としつつ、公的年金制度の運営について責任を有する国として、制度の安定性の確保、給付水準の改善、現役の保険料負担への補助等の観点から、基礎年金の1/3について国庫負担を行っている。

- この国庫負担割合については、平成12年改正法の附則において「平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の1/2への引上げを図るものとする」とされており、平成16年の年金改革で対応すべき大きな課題の一つである。

- 公的年金制度を将来にわたって安定したものとしていくためには、支え手である現役世代の制度に対する信頼感・安心感の確保や保険料負担を無理のないものとしていくことが重要である。
平成16年の年金改革において国庫負担割合1/2を実現することは、給付水準の調整あるいは最終的な保険料水準上昇の抑制を可能とする。その効果は、特に国民年金の最終的な保険料水準の抑制に大きな効果があり、これによって、将来の保険料水準が過度なものとならない姿が国民に対して明確に示される。
また、個人単位で見た場合には、期待される将来の給付に対する保険料納付の関係が改善され、自分の納付する保険料が確実に給付を増加させていく抛出のメリットを十分に実感できる仕組みとなる。
その結果、特に若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対する不安感や不信感の解消に寄与し、制度の長期的な安定化にとって重要なポイントとなる。

- 「方向性と論点」における試算（給付水準維持方式、基準ケース）において、基礎年金の国庫負担割合を3分の1に据え置いた場合には、国民年金の最終的な保険料水準は29,300円（平成11年度価格）となり、現在の保険料水準の2倍を超える（国庫負担割合が2分の1の場合、20,500円。）。

給付水準維持方式	厚生年金の最終保険料率（総報酬ベース）	国民年金の最終保険料（平成11年度価格）
国庫負担割合1/2（基準ケース）	23.1%（100）	20,500円（100）
国庫負担割合1/3	26.2%（113）	29,300円（143）

注1：（）内は、次期制度改正時に国庫負担割合を1/2に引き上げた場合（基準ケース）を100とした指数である。

注2：現在の保険料（率）は、厚生年金が13.58%（総報酬ベース）、国民年金が月額 13,300円。

- また、保険料固定方式においても、基礎年金の国庫負担割合を3分の1に据え置いた場合には、その分給付水準が大きく低下する。（「方向性と論点」における基準ケースにおいて、厚生年金のモデル年金の代替率は45%まで低下（国庫負担割合2分の1の場合、52%。）。）また、このときの国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、国庫負担割合2分の1の場合と比べ5,000円上昇し、23,100円となる。

保険料固定方式 （実績準拠方式（名目年金額下限型））	給付総額（給付現 価）の調整割合	給付水準調整期間 （終了年度）	所得代替率（終了年度 時点、モデル年金）	給付水準 調整割合	国民年金の最終保険料 （平成11年度価格）
国庫負担割合1/2（基準ケース）	9%	2032	52%	12%	18,100円
国庫負担割合1/3	16%	2043	45%	24%	23,100円

- 以上のとおり、最終的な保険料水準を過大なものとならないようにし、給付も適切な水準を保つことができるようにしていくため、また、若年世代の理解を得て安定的な制度運営を可能にしていくためには、国庫負担割合の1／2への引上げは不可欠である。

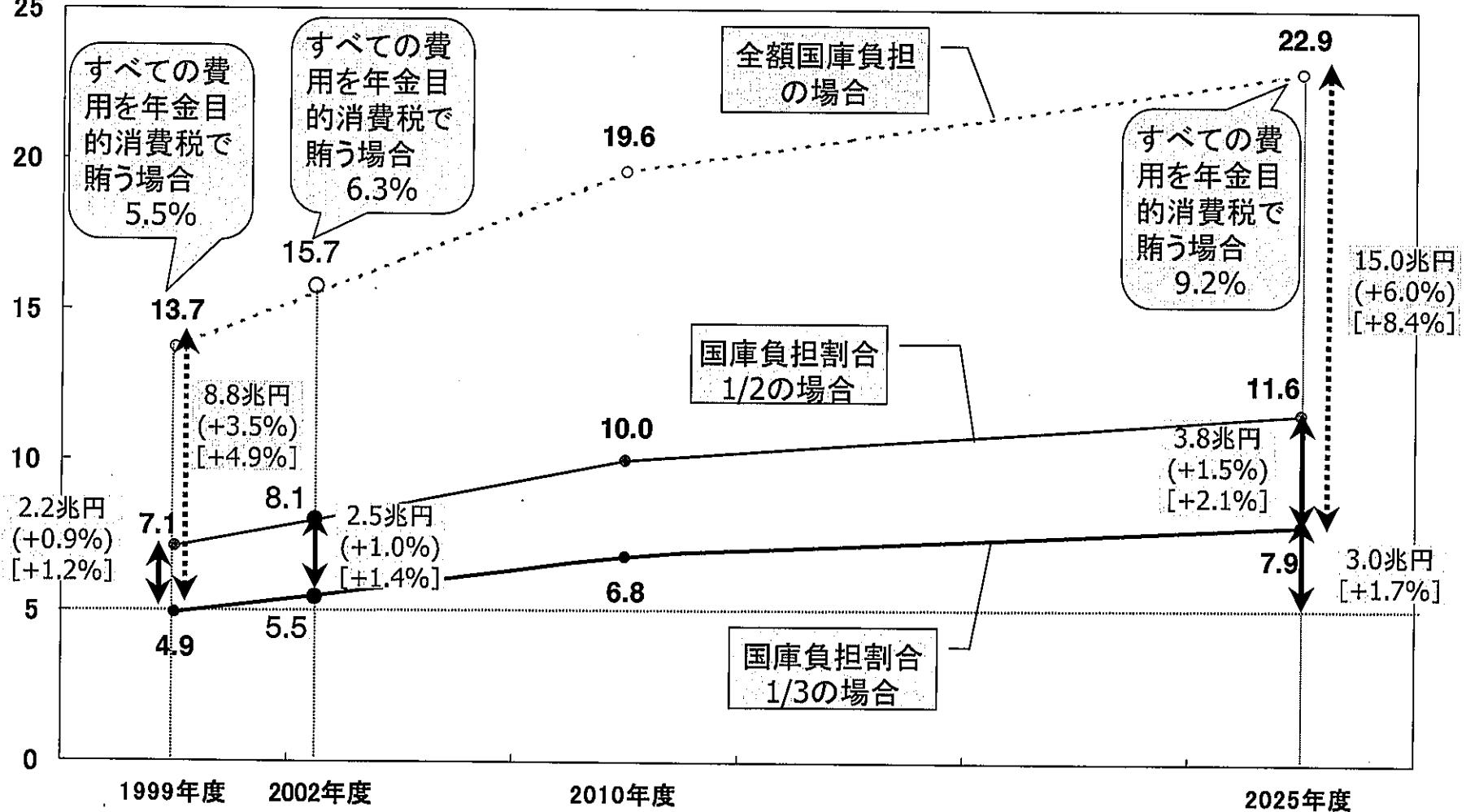
- 一方で、この国庫負担割合引上げのためには、平成16（2004）年度で2.7兆円、平成37（2025）年度で3.8兆円（いずれも平成11年財政再計算ベースで、平成11（1999）年度価格。）という巨額の費用を要することから、この安定した財源の確保のための具体的方策と一体として検討が必要である。（図表5）

図表5 基礎年金国庫負担額の見通し(平成12年改正制度、平成11年度価格)

国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)附則第2条

基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする。

(兆円) 25



(注) 1. 平成11(1999)年度は予算額であり、平成14(2002)年度以降は財政再計算の見通し額である。 2. 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担等を含む。
 3. 端数処理の関係で国庫負担の増分が国庫負担の差額に合わないことがある。 4. ()内は国庫負担の増分を「年金目的消費税」率換算した数値である。
 5. []内は国庫負担の増分を現行税制による消費税率換算した数値(地方消費税分を含まない)である。